

## 焼津市発注建設工事における社会保険等加入対応マニュアル

### 1 下請契約における社会保険等未加入建設業者の確認等

工事発注課は、受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書に記載された全ての建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者。以下同じ。）について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）未加入者（以下に定める届出をしていない者（届出の義務のない適用除外者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。））に該当するか否かを確認するものとする。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

#### (1) 確認方法

工事発注課は、施工体制台帳及び再下請負通知書の社会保険等の加入状況における保険加入の有無欄により、「未加入」でないことを確認する。

なお、当面の間は、加入又は適用除外の確認及び資料の提出は求めないこととする。

#### (2) 一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

工事発注課は、(1)による確認の結果、一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、受注者に対し、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（様式第2号。以下「理由書面」という。）を速やか（概ね7日以内）に提出するよう通知（様式第1号）すること。

なお、理由書面によっても当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情があると工事発注課が認めない場合には、焼津市建設工事請負契約約款（平成24年焼津市告示第58号）第7条の2第1項の規定に違反することとなるとともに、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）に基づく入札参加資格停止を行うこととなる旨を併せて通知するものとする。

その後受注者から理由書面が提出された場合には、工事発注課は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。

なお、理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなすこと。

#### (3) 二次以下の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

二次以下の下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、工事発注課は、受注者に対し、通知を行った日から30日（工事発注課が、受注者において当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（様式第9号。以下「確認書

類」という。)を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、確認書類又は理由書面を提出するよう通知(様式第5号)すること。

なお、当該期間内に確認書類又は理由書面が提出されない場合には、改めて一定の期間(概ね30日間)を定めて、確認書類又は理由書面を提出するよう通知(様式第6号)すること。

その後受注者から理由書面が提出された場合及び提出されなかつた場合の取扱いは、(2)に準ずるものとする。

## 2 受注者に対する特別の事情の認定についての通知【一次下請負人が未加入の場合のみ】

### (1) 特別の事情を有しないと認めた場合

工事発注課は、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を受注者に対し通知(様式第3号)する。

また、理由書面の提出期限後においても、焼津市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合は、工事発注課は、受注者に対し、一定の期間(概ね30日間)を定めて、確認書類を提出するよう、併せて通知する。

### (2) 特別の事情を有すると認めた場合

工事発注課は、受注者に対し、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知(様式第4号)するとともに、一定の期間(概ね30日間)を指定し、その期間内に確認書類を提出させること。

また、工期内かつ確認書類の提出期限後においても、焼津市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、工事発注課は、再度一定の期間(概ね30日間)を定めて、当該社会保険等未加入建設業者が、確認書類を工事発注課に提出するよう通知する。

### (3) 建設業許可権者への通報

工事発注課は、(1)又は(2)(工事発注課が再度指定する期間内に確認書類の提出がなかつた場合)に該当する場合は、速やかに、当該通知、施工体制台帳(当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。)の写しを契約検査課に送付し報告(様式第10号)するものとする。

報告を受けた契約検査課は、建設業許可権者に対し、当該施工体制台帳の写しを添えて、当該下請人が社会保険等未加入建設業者である旨を通報(様式第11号)するものとする。

## 3 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する入札参加停止等

### (1) 契約検査課は、2(1)又は(2)(工事発注課が再度指定する期間内に確認書類の提出がなかつた場合)に該当する場合は、当該受注者について、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を行うものとする。

(2) 当該工事の検査担当者は、入札参加資格停止を行った場合は、当該工事の工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

#### 4 受注者に対する社会保険未加入建設業者に対する加入手続きの指導等【二次以下の下請負人が未加入の場合のみ】

##### (1) 特別の事情を有しないと認めた場合

工事発注課は、受注者に対し、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由に加え、一定の期間（概ね30日間）を定めて、社会保険未加入建設業者に対する加入手続きの指導を行ったうえで確認書類を提出するよう通知（様式第7号）する。

##### (2) 特別の事情を有すると認めた場合

工事発注課は、受注者に対し、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知（様式第8号）する。

##### (3) 建設業許可権者への報告

工事発注課は、(1)に該当する場合において、指定した期間内に確認書類の提出がなかったときは、速やかに、当該通知、施工体制台帳及び再下請負通知書（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを契約検査課に送付し報告（様式第10号）するものとする。

報告を受けた契約検査課は、建設業許可権者に対し、当該施工体制台帳等の写しを添えて、当該下請人が社会保険等未加入建設業者である旨を通報（様式第11号）するものとする。

#### 5 その他

(1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、理由書面及び確認書類は、契約関係図書の一部として保存するものとする。

(2) 工期終了後に、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、2の規定に準じて取り扱うものとする。

#### 附 則

このマニュアルは、平成30年6月1日以降に契約を締結する建設工事において適用する。

#### 附 則

このマニュアルは、令和6年4月1日から施行する。